

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万千八百十八人」を「二万千八百一人」に改める。

附 則

この法律は、令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理由

裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千八百一人とする。</p>	<p>第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千八百十八人とする。</p>

**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
用例集**

本則関係

「第二条中「二万千八百十八人」を「二万千八百一人」に改める。」の
例…………… 1 ページ

附則関係

「この法律は、令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅
い日から施行する。」の例…………… 1 ページ

理由関係

「裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の
裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。」の例
…………… 1 ページ

令和二年十二月
法務省大臣官房司法法制部

裁判所職員定員法 関係
用例集

【「本則」関係】

① 「第二条中「二万千八百十八人」を「二万千八百一人」に改める。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和二年法律第二〇号）

第二条中「二万千八百三十五人」を「二万千八百十八人」に改める。

【「附則」関係】

② 「この法律は、令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和二年法律第二〇号）

この法律は、令和二年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【「理由」関係】

③ 「裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和二年法律第二〇号）
令和二年・第二百一回国会提出合本

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

【説明資料】

法務省大臣官房司法法制部

資料目次

- 1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要 1
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員 2

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

法 務 省

1 改正の必要性及び趣旨

裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

2 法律案の内容

事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員のワークライフバランス推進を図るため、裁判所書記官を2人、裁判所事務官を39人それぞれ増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、技能労務職員等を58人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少しようとするもの。

3 施行期日

令和3年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員

区 分	増 員		減 員		増減計
	理 由	員数	理 由	員数	
裁判所書記官	国家公務員のワークライフバランス推進	2			2
裁判所速記官			録音反訳方式の導入による逐語録作成事務の効率化	-2	-2
裁判所事務官	(1) 事件処理の支援のための体制強化 (2) 国家公務員のワークライフバランス推進	39	事務処理の合理化	-31	8
技能労務職員			庁舎管理業務の合理化	-25	-25
合 計		41		-58	-17

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少する。

- 1 骨子
裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少する（第2条関係）。
- 2 留意事項
本法律案は、予算関連法案である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 参照条文

目 次

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）

..... 1

令和2年12月18日作成
同日時点で公布未施行なし。

○裁判所職員定員法

(昭和二十六年三月三十日
法律第五十三号)

改正

同	昭和二十六年二月六日法律第二九八号	同	昭和五〇年三月三十一日法律第一九号
同	同二十七年五月二十九日同第一五五号	同	同五一年五月二十四日同第一九号
同	同二十九年六月二十七日同第一八七号	同	同五二年三月三十一日同第一三三号
同	同三〇年七月九日同第五六号	同	同五三年三月三十一日同第一二二号
同	同三三年五月一日同第一一五号	同	同五四年三月三十一日同第一七号
同	同三四年三月二十四日同第三二二号	同	同五五年三月三十一日同第二〇号
同	同三四年七月九日同第一六八号	同	同五六年三月三十一日同第六号
同	同三五年二月二十六日同第一六四号	同	同五七年三月三十一日同第二六号
同	同三六年三月三十一日同第一九号	同	同五八年三月三十一日同第一九号
同	同三七年三月二十二日同第一五五号	同	同五九年三月三十一日同第一〇号
同	同三八年三月二十五日同第二五五号	同	同六〇年三月三十一日同第二〇号
同	同三九年三月三十一日同第三九号	同	同六一年三月三十一日同第一六号
同	同四〇年三月三十一日同第二七号	同	同六二年三月三十一日同第二六号
同	同四〇年三月三十一日同第二八号	同	同六三年三月三十一日同第二二号
同	同四一年三月三十一日同第二三三号	同	同六四年三月三十一日同第一八号
同	同四一年七月一日同第一一一号	同	同六五年三月三十一日同第一九号
同	同四二年五月三十一日同第二六号	同	同六六年三月三十一日同第一三三号
同	同四三年三月三十一日同第六号	同	同六七年三月三十一日同第二六号
同	同四四年四月一日同第一〇号	同	同六八年三月三十一日同第二九号
同	同四五年三月二十八日同第六号	同	同六九年三月三十一日同第二〇号
同	同四六年三月二十六日同第七号	同	同七〇年三月三十一日同第一〇号
同	同四七年三月三十一日同第九号	同	同七一年三月三十一日同第一〇号
同	同四八年四月一日同第九号	同	同七二年三月三十一日同第一〇号
同	同四九年三月三十一日同第一四号	同	同七三年三月三十一日同第一〇号

第九編 司法 (裁判所職員定員法)

B [日法一三三・一六・七] ④

同	平成二二年三月三十一日法律第二七号	同	平成三三年三月三十一日法律第一二号
同	同二三年三月三十一日同第三号	同	同三四年四月三十一日同第一八号
同	同二四年三月三十一日同第一〇号	同	同三五年五月三十一日同第七五号
同	同二五年四月九日同第二四号	同	同三六年五月三十一日同第一六号
同	同二六年三月三十一日同第七号	同	同三七年四月三十一日同第一八号
同	同二七年三月三十一日同第一三三号	同	同三八年五月三十一日同第二五号
同	同二八年三月三十一日同第一三三号	同	同三九年六月三十一日同第二二号
同	同二九年三月三十一日同第一七号	同	同四〇年四月三十一日同第一七号
同	同三〇年三月三十一日同第六〇号	同	同四一年四月三十一日同第一七号
同	同三一年四月三十一日同第一〇号	同	同四二年四月三十一日同第一四号
同	同三二年三月三十一日同第一二二号	同	同四三年四月三十一日同第一四号
同	同三三年三月三十一日同第一二二号	同	同四四年四月三十一日同第一四号
同	同三四年三月三十一日同第一二二号	同	同四五年四月三十一日同第一四号
同	同三五年三月三十一日同第一二二号	同	同四六年四月三十一日同第一四号
同	同三六年三月三十一日同第一二二号	同	同四七年四月三十一日同第一四号
同	同三七年三月三十一日同第一二二号	同	同四八年四月三十一日同第一四号
同	同三八年三月三十一日同第一二二号	同	同四九年四月三十一日同第一四号
同	同三九年三月三十一日同第一二二号	同	同五〇年四月三十一日同第一四号
同	同四〇年三月三十一日同第一二二号	同	同五一年四月三十一日同第一四号
同	同四一年三月三十一日同第一二二号	同	同五二年四月三十一日同第一四号
同	同四二年三月三十一日同第一二二号	同	同五三年四月三十一日同第一四号
同	同四三年三月三十一日同第一二二号	同	同五四年四月三十一日同第一四号
同	同四四年三月三十一日同第一二二号	同	同五五年四月三十一日同第一四号
同	同四五年三月三十一日同第一二二号	同	同五六年四月三十一日同第一四号
同	同四六年三月三十一日同第一二二号	同	同五七年四月三十一日同第一四号
同	同四七年三月三十一日同第一二二号	同	同五八年四月三十一日同第一四号
同	同四八年三月三十一日同第一二二号	同	同五九年四月三十一日同第一四号
同	同四九年三月三十一日同第一二二号	同	同六〇年四月三十一日同第一四号
同	同五〇年三月三十一日同第一二二号	同	同六一年四月三十一日同第一四号
同	同五一年三月三十一日同第一二二号	同	同六二年四月三十一日同第一四号
同	同五二年三月三十一日同第一二二号	同	同六三年四月三十一日同第一四号
同	同五三年三月三十一日同第一二二号	同	同六四年四月三十一日同第一四号
同	同五四年三月三十一日同第一二二号	同	同六五年四月三十一日同第一四号
同	同五五年三月三十一日同第一二二号	同	同六六年四月三十一日同第一四号
同	同五六年三月三十一日同第一二二号	同	同六七年四月三十一日同第一四号
同	同五七年三月三十一日同第一二二号	同	同六八年四月三十一日同第一四号
同	同五八年三月三十一日同第一二二号	同	同六九年四月三十一日同第一四号
同	同五九年三月三十一日同第一二二号	同	同七〇年四月三十一日同第一四号
同	同六〇年三月三十一日同第一二二号	同	同七一年四月三十一日同第一四号
同	同六一年三月三十一日同第一二二号	同	同七二年四月三十一日同第一四号
同	同六二年三月三十一日同第一二二号	同	同七三年四月三十一日同第一四号
同	同六三年三月三十一日同第一二二号	同	同七四年四月三十一日同第一四号
同	同六四年三月三十一日同第一二二号	同	同七五年四月三十一日同第一四号
同	同六五年三月三十一日同第一二二号	同	同七六年四月三十一日同第一四号
同	同六六年三月三十一日同第一二二号	同	同七七年四月三十一日同第一四号
同	同六七年三月三十一日同第一二二号	同	同七八年四月三十一日同第一四号
同	同六八年三月三十一日同第一二二号	同	同七九年四月三十一日同第一四号
同	同六九年三月三十一日同第一二二号	同	同八〇年四月三十一日同第一四号
同	同七〇年三月三十一日同第一二二号	同	同八一年四月三十一日同第一四号
同	同七一年三月三十一日同第一二二号	同	同八二年四月三十一日同第一四号
同	同七二年三月三十一日同第一二二号	同	同八三年四月三十一日同第一四号
同	同七三年三月三十一日同第一二二号	同	同八四年四月三十一日同第一四号
同	同七四年三月三十一日同第一二二号	同	同八五年四月三十一日同第一四号
同	同七五年三月三十一日同第一二二号	同	同八六年四月三十一日同第一四号
同	同七六年三月三十一日同第一二二号	同	同八七年四月三十一日同第一四号
同	同七七年三月三十一日同第一二二号	同	同八八年四月三十一日同第一四号
同	同七八年三月三十一日同第一二二号	同	同八九年四月三十一日同第一四号
同	同七九年三月三十一日同第一二二号	同	同九〇年四月三十一日同第一四号
同	同八〇年三月三十一日同第一二二号	同	同九一年四月三十一日同第一四号
同	同八一年三月三十一日同第一二二号	同	同九二年四月三十一日同第一四号
同	同八二年三月三十一日同第一二二号	同	同九三年四月三十一日同第一四号
同	同八三年三月三十一日同第一二二号	同	同九四年四月三十一日同第一四号
同	同八四年三月三十一日同第一二二号	同	同九五年四月三十一日同第一四号
同	同八五年三月三十一日同第一二二号	同	同九六年四月三十一日同第一四号
同	同八六年三月三十一日同第一二二号	同	同九七年四月三十一日同第一四号
同	同八七年三月三十一日同第一二二号	同	同九八年四月三十一日同第一四号
同	同八八年三月三十一日同第一二二号	同	同九九年四月三十一日同第一四号
同	同八九年三月三十一日同第一二二号	同	同一〇〇年四月三十一日同第一四号

裁判所職員定員法をここに公布する。
裁判所職員定員法
裁判所職員定員法に關する法律(昭和二十二年法律第六十四号)の全部を改正する。
第一条 下級裁判所の裁判官の員数は、次の表のとおりとする。

区	分	員	数
高等裁判所長官			八人
判事			二、一五五人
判事補			八九七人
簡易裁判所判事			八〇六人

- 昭二九法一八七・昭三三法一一五・昭三四法三三三・昭三五法二六・昭三六法一九・昭三七法一五・昭三八法二五・昭三九法三九・昭四〇法二八・昭四一法三三・昭四二法二六・昭四三法六・昭四四法一〇・昭四五法六・昭四六法七・昭四七法九・昭四八法九・昭四九法一四・昭五〇法一九・昭

第九編 司法 (裁判所職員定員法)

五一法一九・昭五二法二三・昭五三法二二・昭五四法一七・昭五五法二〇
・昭五六法六・昭五七法二六・昭五八法一九・昭五九法一一・昭六〇法二
〇・昭六一法一六・昭六二法一六・昭六三法二二・平元法一六・平二法一
八・平三法一九・平四法一九・平五法一三・平六法二六・平七法二九・平
八法二〇・平九法二五・平一〇法二〇・平一一法二七・平一二法二七・平
一三法三・平一四法一〇・平一五法一四・平一六法七・平一七法二三・平
一八法一三・平一九法一七・平二〇法一一・平二一法一一・平二二法一一
・平二三法一八・平二四法七五・平二五法一六・平二六法一八・平二七法
二五・平二八法五二・平二九法二七・平三〇法一四・平三一法一五・令二
法二〇・一部改正

第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月
以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数
は、二万千八百十八人とする。

(昭二六法一九八・令改、昭二七法一五五・昭二九法一八七・昭三〇法五
六・昭三三法一一五・昭三四法一六八・昭三五法二六・昭三五法一六四・
昭三六法一九・昭三七法一五・昭三八法二五・昭三九法三九・昭四一法二
三・昭四一法一一・昭四二法二六・昭四三法六・昭四四法一〇・昭四五
法六・昭四六法七・昭四七法九・昭四八法九・昭四九法一四・昭五〇法一
九・昭五一法一九・昭五二法一三・昭五三法一一・昭五四法一七・昭五五
法二〇・昭五六法六・昭五七法二六・昭六〇法二〇・昭六一法一六・昭六
二法一六・昭六三法二二・平元法一六・平二法一八・平三法一九・平四法
一九・平五法一三・平六法二六・平七法二九・平八法二〇・平九法二五・
平一〇法一〇・平一一法二七・平一二法二七・平一三法三・平一四法一〇

・平一五法二四・平一六法七・平一七法二三・平一八法一三・平一九法六
〇・平二二法一一・平二四法七五・平二五法一六・平二六法一八・平二七
法三五・平二八法五二・平二九法一七・平三〇法一四・平三二法一五・令
二法二〇・一部改正

附則 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附則 (昭和二十六年二月六日法律第二九八号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

附則 (昭和四一年七月一日法律第二一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内
において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四一年政令第三八〇号で昭和四一年二月三一日から施行)

附則 (昭和四七年三月三一日法律第九号)

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年三月三一日法律第一九号)

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則 (昭和五三年三月三一日法律第二二号)

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十四年三月三一日法律第一七号)

この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十五年三月三一日法律第二〇号)

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十六年三月三十一日法律第六号)

この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十七年三月三十一日法律第二十六号)

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十八年三月三十一日法律第十九号)

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十九年三月三十一日法律第一一号)

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和六〇年三月三十一日法律第二〇号)

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六一年三月三十一日法律第二十六号)

この法律は、昭和六一年四月一日から施行する。

附則 (昭和六二年三月三十一日法律第二十六号)

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年三月三十一日法律第二十二号)

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則 (平成元年三月三十一日法律第一六号)

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

附則 (平成二年三月三十一日法律第一八号)

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附則 (平成三年三月三十一日法律第一九号)

この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附則 (平成四年三月三十一日法律第一九号)

第九編 司法 (裁判所職員定員法)

この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附則 (平成五年三月三十一日法律第二三号)

この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附則 (平成六年三月三十一日法律第二六号)

この法律は、平成六年四月一日から施行する。

附則 (平成七年三月三十一日法律第二九号)

この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附則 (平成八年三月三十一日法律第二〇号)

この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附則 (平成九年三月三十一日法律第二五号)

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三十一日法律第一〇号)

この法律は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年三月三十一日法律第二七号)

この法律は、平成一一年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年三月三十一日法律第二七号)

この法律は、平成一二年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年三月三十一日法律第三三号)

この法律は、平成一三年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月三十一日法律第一〇号)

この法律は、平成一四年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年四月九日法律第二四号)

この法律は、公布の日から施行する。

第九編 司法（裁判所職員定員法）

附 則 （平成一六年三月三十一日法律第七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月三十一日法律第二三号）

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日法律第二三号）

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三十一日法律第一七号）

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年五月三十一日法律第六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条（検察審査会法第七条第四号及び第十六条第一項の改正規定、同法第十七条に一項を加える改正規定、同法第十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条の改正規定に限る。）及び附則第五条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（施行の日）平成二二年四月一日

附 則 （平成二〇年四月二日法律第二一号）

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 （平成二二年三月三十一日法律第二一号）

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二二年三月三十一日法律第二一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年四月三十一日法律第一八号）

この法律は、平成二十三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二四年九月五日法律第七五号）

この法律は、平成二十四年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二五年五月一六日法律第二六号）

この法律は、平成二十五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二六年四月四日法律第一八号）

この法律は、平成二十六年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二七年五月二十二日法律第二五号）

この法律は、平成二十七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二八年六月三十一日法律第五二号）

この法律は、平成二十八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二十九年四月二日法律第一七号)

この法律は、平成二十九年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成三〇年四月一八日法律第一四号)

この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成三二年四月二六日法律第一五号)

この法律は、平成三十二年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (令和二年四月二四日法律第二〇号)

この法律は、令和二年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

B [日法二三三・七] ⑭